１－（18）牛乳の認証基準

制　　定　令和８年 11 月２日 ブ第 522 号

１　適用の範囲

本県に本社を置く飲用乳製造業者が、県内の製造所で製造した「牛乳」について適用する。

２　定義

この基準において「牛乳」とは、直接飲用に供する目的で販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）する牛の乳をいう。

３　品質基準

品質及び表示の基準は、石川県ふるさと食品認証要領取扱規則第２によるもののほか、次のすべてを満たさなければならない。

（１）使用原材料

石川県内で飼育されている乳牛から生産された生乳であること。

（２）品質基準

「乳等命令」別表二の（二）の（１）の規定に適合していること。

（３）食品添加物

使用していないこと。

４　表示事項

（１）一括表示の表示事項

「乳等命令」、「飲用乳の表示に関する公正競争規約」、その他、食品の表示に関する各法令の規定（食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律（ＪＡＳ法）、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、計量法、健康増進法及び医薬品医療機器法の該当規定）に従って表示すること。

（２）特別表示事項及びその表示方法

一括表示の外に認証マークを表示するとともに、「石川県産生乳１００％使用」等、石川県産の生乳を使用した旨を記載することができる。

５　製造管理基準

（１）製造基準

基本的な技術または技法によって製造したもので、食品としての安全性が確保されていること。

（参考）基本製造工程

生乳　→　清浄化　→　殺菌　→　充填　→　製品

ただし、別表二の（二）の（２）に定める特別牛乳にあっては殺菌の操作を省略することができる。

（２）管理基準

ア　製造工場ごとに食品衛生に関する責任者（食品衛生責任者）を置き、衛生管理に努めていること。

イ　製造工場ごとの製造基準に基づき製造管理の適正化を図ること。

ウ　製造工場ごとの品質基準に基づき品質管理に努めること。